

【 給付金決定通知書の見方 】

平成〇年〇月〇日

420-8601

静岡県 静岡市 葵区

追手町9-6

公立 太郎 様

123456

被扶養者の通知書は組合員あてと  
なっています。

所属所コード

公立学校共済組合 静岡支部長

654321

組合員証番号

毎月25日(土、日、祝日の場合  
は、金融機関の翌営業日)に、  
下記の振込金融機関の個人口  
座に送金します。

給付金決定通知書

短期給付金を下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、短期給付金は、平成18年9月25日以降、下記金融機関の指定口座へ振り込みます

入院附加金、傷病・出産・休業・育児休業・  
介護休業手当金の給付日数

給付金の名称	対象者氏名	請求期間(自)	請求期間(至)	日数	給付額(円)
一部負担金払戻金	公立 太郎	平成18年06月			46,700
入院附加金	公立 太郎	平成18年06月		5	2,500
傷病手当金	公立 太郎	平成18年07月1日	平成18年07月31日	21	303,912
給付金支給額計(上記までの合計)①					353,112
給付金控除額②					0
差引支給金額(振込額)①-②					353,112

送金される給付金の名称

左記の給付金の給付対象者氏名

振込金融機関 ○○○○ ○○○○

共済組合の給付金送金額です。  
互助組合の給付金は、互助組合から  
各所属所に送付される「決定書兼送  
金通知書」を参照してください。

この給付に関する決定について不服のある者は、この通知を受け取った日から60日以内に文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という)に行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることができます。

なお、この決定により、不利益が生じる場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第14条の規定に基づき、この通知を受け取った日から6箇月以内(審査請求を行ったときは、審査会の裁決があったことを知った日から6箇月以内)に、当共済組合を相手方として裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

公立学校共済組合 静岡支部

054-221-3135